

平成30年度第1回白井市健康づくり推進協議会委嘱状交付式・会議

- 1 開催日時 平成30年7月9日（月） 午後1時30分から午後14時45分
- 2 開催場所 保健福祉センター2階検診室
- 3 出席者 瀬野会長、飯尾副会長、真木委員、甘利委員、伊藤委員、河本委員、菅森委員、苅込委員、篠崎委員、折原委員、道塚委員
- 4 欠席者 呂林委員
- 5 事務局 五十嵐健康子ども部長、石田主任歯科衛生士、荒木主任保健師、栗原保健師
- 6 傍聴者 2人
- 7 議題

（1）自殺対策計画の策定について

- ①計画の策定方針について （公開）
- ②重点的に取り組む対象者について （公開）
- ③自殺対策関係機関との連携強化について （公開）

（2）その他

- ①平成30年度会議スケジュールについて （公開）

8 議 事

1 開会（進行：事務局）

2 委嘱状交付式（進行：事務局）

各委員へ伊澤市長より委嘱状交付

3 市長あいさつ（進行：事務局）

伊澤市長よりあいさつ

※会議運営の説明

「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」の規定に従い、次の4点について承認を得る。

- 1 会議は公開が原則で、全ての議題について公開する。
- 2 会議の開催は、事前に公開する。
- 3 先着順により5名が傍聴できることとする。
- 4 審議概要を作成し公表するため、録音する。

※白井市附属機関条例第6条第2項の規定により、委員の出席数が過半数であるため、会議が成立する。

※配布資料の確認

- ①白井市健康づくり推進協議会委嘱状交付式・会議次第・議題資料
- ②第2次しろい健康プラン 自殺対策計画 計画書イメージ

- ③市町村自殺対策計画策定の手引
- ④第2次しろい健康プラン 概要版 抜粋
- ⑤地域自殺実態プロファイル【2017】抜粋
- ⑥自殺対策計画 施策の構成案

※健康づくり推進協議会について説明

- ・健康づくり推進協議会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関であること
- ・担任する事務は、総合的な保健計画の策定、進捗等に関する事項及び市が実施する各種健康診査、健康相談、保健栄養指導その他の市民の健康の増進に関する事項について調査審議すること
- ・今年度策定する市の自殺対策計画の専門的助言者として、臨床心理士で精神保健福祉士を専門委員とすること

※各委員及び事務局の自己紹介

4 会長・副会長の選出（進行：事務局）

白井市附属機関条例第3条に基づき、委員の互選により、次のとおり選出
会 長 瀬野 久和委員
副会長 飯尾 三津子委員
会長・副会長よりあいさつ

5 議題（進行：会長）

（1）自殺対策計画の策定について

（1）－①計画の策定方針について

事務局より説明

- ・平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、今まで都道府県単位で取り組んでいた自殺対策について、より地域の実情に応じた対策として取り組みを進めるため、市町村単位で自殺対策計画を策定することとなった。
- ・自殺は、背景に精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があり、これらの要因が重なり合った結果、自殺以外の選択肢が考えられない状況に追い込まれるとされている。
- ・市では、自殺対策がこころの健康との関連性が深いことなどを勘案し、第2次しろい健康プランの4つめの計画に位置づけ、昨年度から今年度にかけて市で初めての自殺対策計画を策定することとした。
- ・第2次しろい健康プランは、健康増進計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画の3つの計画を一体的に策定した計画で、計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間の計画とし、本会が計画の総合的な評価組織となっている計画である。
- ・基本方針は「自分らしく元気にみんなで力を合わせる健康づくり」とし、「健康寿命を延ばす」ことを到達目標に取り組みを進めている。
- ・3計画の進捗状況等については、第2回目の会議で委員の皆様に審議いただく予定。

- ・策定する自殺対策計画の計画期間は、平成 31 年度から市の総合計画及び第 3 次しろい健康プラン終了年度の平成 37 年度までとした 7 年間の計画とする。
- ・計画に盛り込むべき事項（計画の構成）については、国より示された「市町村自殺対策計画策定の手引」を参考に、第 2 次しろい健康プランの 4 番目の計画としての位置付けを持たせようとして重点的取り組みの配置場所等、構成を整えた。
- ・重点的取り組みのほか、5 項目については、国の施策との比較等を容易にするため、地域自殺対策政策パッケージで国から示された全国的に実施されることが望ましいとされる施策群の基本施策 5 項目を使用して構成したいと考える。
- ・自殺者数の推移と傾向については、「地域自殺実態プロファイル（警察庁のデータを基に厚生労働省が再集計した自殺統計）」によると、白井市の自殺者数は、最近 5 年間で 55 人となっている。また、人口 10 万対の自殺率を見ると、平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の平均は、市が 17.6、国が 19.6 となっており、本市の自殺率は全国平均と比較して低い値となっている。
 - ・本市で自殺対策において重点的に取り組むべき対象群については、自殺総合対策推進センター作成の「地域自殺実態プロファイル」により、「高齢者」「生活困窮者」が掲げられている。重点的に取り組む対象者及び施策の構成は、後の議題で詳しく説明する。
- ・本日は、策定方針に基づき市の自殺対策計画を策定することについて、審議いただきたい。

会 長 自殺対策計画を策定していくにあたり、国から示されたデータを元に、市の特性を加味したうえで計画を策定するということがよいか。

事務局 その通りです。

委 員 （承認）

（1）－②重点的に取り組む対象者について

- ・地域自殺実態プロファイル【2017】抜粋を基に説明する。
- ・配布資料の地域自殺実態プロファイルについては、警察庁自殺統計原票データの特別集計による「公開できないデータ」が含まれているため、あらかじめ市で加工したものを資料として示している。
- ・プロファイルは、各市町村で自殺対策計画を策定するうえで、市町村ごとの自殺の実態を詳細に分析したものとなる。
- ・プロファイルから導き出される市町村ごとに推奨される重点的取り組みの項目としては、「子ども・若者」「勤務・経営」「生活困窮者」「無職者・失業者」「高齢者」「ハイリスク地」「震災等被災地」「自殺手段（飛び降り、飛び込み、ガスなど）」がある。
- ・平成 24 年～28 年の 5 年間の白井市の自殺割合を分析し、上位 5 位の者の性別、年代、職業の有無、同居・独居の特性、背景にある主な自殺の特徴を踏まえ、白井市が重点的に取り組む対象者として「高齢者」と「生活困窮者」が推奨された。
- ・自殺割合上位 3 位の年代が「60 歳以上」であることで「高齢者」が推奨され、背景にある主な自殺の特徴の 1 位と 5 位に「生活苦」が入っていることや、「上位 5 位」の無職の

割合が高いことから「生活困窮者」が推奨されたと考えられる。この推奨結果を踏まえ、市では庁内職員で構成する庁内健康づくり推進会議において検討した結果、市の自殺対策として「高齢者」と「生活困窮者」に課題はあると判断し、重点的に取り組む対象者として考えた。

- ・次に、施策の構成案を基に説明する。
- ・市では今回自殺対策計画を初めて策定するため、まずは国が示した基本施策の 5 つの施策をしっかりと取り組む必要があると考え、国が示した 5 つの基本施策の中に重点的に取り組む対象者の施策を内包し、5 つの柱全体で支える形の案 1 で構成したい。
- ・案 1 の構成とすることについては、県担当者に相談し、了解を得ている。
- ・案 2 のように、重点的な取り組みや対象者を新たに柱立てするのではなく、案 1 の基本施策の柱全体で支える構成とすることにより、第 2 次しろい健康プランとの整合を図ることも可能となる。
- ・本日は、重点的に取り組む対象者を「高齢者」と「生活困窮者」とすること、重点的に取り組む対象者の施策は、案 1 の 5 つの基本施策全体で支える構成とすることについて、審議いただきたい。

会 長 今後、計画策定を進めていくうえで、重点的に取り組む対象者を決める基本となるもの。事務局よりプロフィールデータの説明はあったが、委員には数字と順位だけで判断せずに、どのような人がこのようなことになっているのかということを考えていただきたいと思う。

重点的に取り組む対象者や計画の構成について疑問等があれば、随時意見を出していただきたい。

現時点では、事務局の方針に沿って進めてよろしいか。

委 員 （承認）

（１）－③自殺対策関係機関との連携強化について

- ・自殺対策においては、保健、福祉、医療、介護、教育、警察、消防等、様々な関係機関、関係団体とのネットワークづくりが重要である。
- ・市では現在自殺対策に限定したネットワークはなく、今後設置に向けた検討が必要であるが、地域における類似のネットワーク等の協力を得て新たに設置する、又は既存のネットワークに自殺対策の観点を新たに持ってもらうことも重要な取り組みと考える。
- ・自殺予防は、家族や仲間の変化に気づいて声をかける「気づき」、本人の気持ちを尊重し耳を傾ける「傾聴」、早めに専門家に相談するように促す「つなぎ」、温かく寄り添いながらじっくりと見守る「見守り」について、より多くの市民が理解し行動できるように市全体で取り組む必要がある。
- ・資料には、自殺対策に関係すると考えられる市内・市外のネットワーク、地域における見守り組織の一部、計画策定の手引きから抜粋したネットワークの関係機関、関係団体の一例を記載している。
- ・本日は、市全体で自殺対策を進めていくにあたり、連携強化が必要と考えられる関係機

関や関係団体について、委員から意見をいただきたい。

- 会 長 自殺対策関連機関として、特に重点を置くところなど、各委員の考えはあるか。
- 委 員 弁護士団体などとの連携を図り、多重債務者などの生活苦を抱えた市民が法律の相談をできる場所が必要ではないか。正しく、安心して利用できる情報を市民に提供する必要がある。
- 会 長 市でそのような支援をしているところはあるか。
- 事務局 社会福祉協議会にて法律相談を実施している。
- 委 員 東京オリンピック開催に向け、キャッシュレス化が進み、多重債務者の増加が見込まれるため、そのような人への周知を含めた対応策が必要である。
- 委 員 ネットワークは多い方が良い。中小企業などが倒産した時などには、自分の命を絶つことも考えると思う。そのような時の精神面のサポートや鉄道関係ではホームへのゲート設置及び人員の配置、弁護士の配置、学校でのいじめへの対応、老人クラブの繋がりなど、すべて関連しており大切である。医療機関においても、うつ病等の人は来院して話をするだけでもその人の生きる目標となる。どのようなところであっても人と接するところはネットワークとなると思う。
- 会 長 電話相談など、24 時間相談対応しているところはあるのか。
- 事務局 24 時間の相談対応は市では実施していない。全国的に実施しているいのちの電話やこころの耳などを、市のホームページや広報で周知している。
- 市での相談としては、平成 13 年より精神保健福祉士のこころの相談を実施しており、平成 10 年頃より精神科医師のこころの相談を実施している。
- 委 員 こころの相談はどのくらいの頻度で実施しているのか。
- 事務局 精神保健福祉士の相談は月 2 回、医師の相談は月 1 回実施している。
- 委 員 相談できる場所について、どのように周知しているのか。
- 事務局 市のホームページや広報への掲載、実際に相談を受けた際に事業の紹介をしている。
- 委 員 働き盛り世代の中でアルコール依存、薬物依存の人の自殺率の高さを考えると、依存症の発症が職を失うことや社会的な孤立につながっているため、自助グループなどの社会資源の周知が必要ではないか。
- 会 長 アルコールや薬物依存症に対する相談窓口は市にあるのか。
- 事務局 市に窓口はないため、県の施設を紹介することや、保護司が個別対応をすることもある。
- 会 長 県ではどのようなことをしているのか。
- 委 員 依存症などは精神保健福祉センターが対応している。自助グループについてはアルコール依存の場合、断酒会等の全国的な組織がある。保健所では精神障害のある人へピアサポーターという自助グループを開催しているが、遠方のためか白井市の参加者は少ない。また、保健所では自死遺族の会を 3 ヶ月に 1 回開催し、家族等の残された人への支援を実施している。
- 自殺対策は死にたい気持ちの人をどのように救うかという視点で考えること

が重要である。なぜ死にたくなかったのか、死にたいほど辛い気持ちを身近に傾聴する人がいるかという点が重要であることから、地域のネットワークづくりが必要である。

会 長 いのちの電話に関する相談内容等の個人データは、予防策を考えるためには重要なものとなるが、公表されているのか。

委 員 いのちの電話は行政機関ではないため、データは非公開。個人の特定を目的としていないため、匿名での相談が多いなど、データ化しづらい部分もある。いのちの電話はつながりにくい現状があり、いのちの電話のボランティアなどの人材育成が課題となっている。また、保健所においても精神保健担当の職員だけでは相談に対応できていない状況があり、電話での相談対応ができる場の充実が必要である。

委 員 身近に相談しないまま自殺した人がいた。本当に自殺しようと思っている人は人に相談しないのではないかと感じたので、自殺予防の対策は難しいと感じている。

委 員 自殺対策の研修で、真の自殺者は日常生活を通常通りしながら誰にも気づかれず自殺することが多いが、仮の自殺者は助けてもらいたい・死んでしまうほど辛い状況を聞いてもらいたいと思っている人であり、対応する人がどのように話を聞くかということが大切となる。自殺対策計画では仮の自殺者への対応が中心となると思われる。

会 長 この計画は予防できる人を助けるための計画であることから、ゲートキーパー（命の門番）などの人材育成等、自己の知識も高め、今のような有益な意見交換ができるようにしていきたい。

(2) その他

①平成30年度会議スケジュールについて

- ・今年度は年3回会議を予定している。
- ・第2回会議は、10月31日（水）13時30分から会議を開催したい。議題については、第2次しろい健康プランの平成29年度実績報告、平成30年度の取り組みについての説明に関する審議、また、自殺対策計画については、素案についての審議をお願いしたい。
- ・第3回会議は、31年2月の開催を予定しており、自殺対策計画のパブリックコメントの実施結果等について報告をする予定。

委 員 （承認）

6 閉会